

**2020年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）**  
**試験科目：民事法（商法）**

**第1問**

株式会社が、単元株式制度を導入する際には、一個の議決権を認める一単元を構成する株式数は1000および発行済株式総数の200分の1を超えることはできないとされている（会社法188条2項・会社法施行規則34条）。これに対して、株式会社が株式の併合をする場合には、併合する際に、併合後の1株を構成する併合前の株式数の制限は設けられていない。このような差異から、株式の併合と単元株式制度の導入とでは、手続にどのような差異が設けられているか。簡潔に（5行程度）説明しなさい。

**第2問**

会社法は、種類株式として、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任することのできる種類株式（以下、「選任権付種類株式」とする）を認めている（会社法108条1項9号）。この選任権付種類株式は、指名委員会等設置会社と公開会社は利用できないこととされている（会社法108条1項但書）のはなぜか。簡潔に（5行程度）説明しなさい。

**第3問**

Y社は種類株式を発行しておらず、普通株式のみを発行している株式会社である。Y社が、①10%の株式を保有する株主Xの住所を間違えて記録しており、株主Xのみに対して株主総会の招集通知の送付に失敗した場合、当該Xが欠席した中でなされた株主総会決議の効力をXが争うにはどのような方法による必要があるか。また、②Y社が株主Xも含めた株式数80%に相当する株主に株主総会の招集通知を送付漏れした場合、そこでなされた株主総会決議の効力をXが争う方法にはどのような方法があるか。①と②の方法と両者の相違点について、簡潔に（5行程度）説明しなさい。

**第4問**

株式会社A社は取締役会設置会社であったが、実質は、代表取締役Bが単独で経営している会社であった。Bは、会社法上の取締役の員数規定を守るため、YにA社の取締役に就任することを依頼し、Yもそれに応じたので、Bは、YをA社の取締役として登記した。だが、A社の株主総会において、Yを取締役に選任するという決議がなされたことはなかった。

A社の経営状況が悪化する中で、Bは、A社の代表として、金融業者のXから、返済する見込みがないにもかかわらず、そのことを秘して1億円を借りた。しかし、その後、A社はXへの債務を弁済することなく、倒産した。

XはYに対して会社法上の責任を追及できるか。簡潔に（5行程度）説明しなさい。

**第5問**

株式会社Y社（定款に発行するすべての株式について譲渡制限の定めのある会社）の定款には取締役の任期を10年とする定めがあった。Xは、Y社の代表取締役Aに懇請され、Y社の経営に協力することとなり、2017年の4月の株主総会でY社の取締役に選任された。Xの報酬は年間1000万円と定められた。だが、Xは、経営成績の不良を理由に、2019年4月の株主総会で、Y社の取締役から解任された。この場合、Xは、Y社に対して、会社法上のいかなる請求が可能か。簡潔に（5行程度）説明しなさい。